監 査 委 員

30年監査公表第7号

平成28年度から平成23年度まで、平成20年度及び平成15年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年7月13日

京都府監査委員 片 山 誠 治 同 田 中 健 志 同 森 敏 行 同 井 上 元

平成28年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
 - 受託事業等に係る財務事務の執行について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置 次のとおり
 - (1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
1 農林水産部 (1) 起案の記載誤り 畜産課における経由等事務受託である畜産 振興補助事業補助業務(前掲2.2.2(3)①) において、起案に保存年限の誤記が見られた。 これらの書類の保存年数は10年であり、保存 年数の起算日は翌会計年度からとなっている (「京都府文書の保管、保存等に関する規程 別表」、「京都府文書の保管、保存等に関する規程 別表」、「京都府文書の保管、保存等に関する規程 別表」、「京都府文書の保管、保存等に関する規程第6条第3項」)。	(農林水産部) 同様のミスが起こらないよう、平成29年5月 の部内説明会において、電子決裁システムでの 起案時に留意すべきことを部内に周知を図っ た。 また、平成29年5月から9月にかけて受託事 業以外の補助金等も含め平成24年度から平成 28年度までの過去5年分の起案138,048件(う ち受託事業1,712件、補助事業9,910件及びそ の他126,426件)について全点検して、保存年	措置済み

【表り	9	$3 \mathcal{O} 1$	1	起案の誤記

記載事項		正しい	
決裁日	件名	保存年数	保存年数
平26. 4. 3	平成25年度畜産振興補助 事業補助業務委託費精算 報告書の提出について	10年 (34年度まで)	10年 (<u>36年</u> 度まで)
平26. 4. 9	平成26年度畜産振興補助 事業補助業務の一部委託 について	10年 (35年度まで)	10年 (<u>36年</u> 度まで)
平27. 3. 26	平成26年度畜産振興補助 事業補助業務委託費精算 報告書の提出について	10年 (34年度まで)	10年 (<u>36年</u> 度まで)

この起案には押印箇所が起案者、文書主任 審査、浄書、校合、公印、畜産課長、副課長 (2名)の合計8か所ある。今回誤記があっ た起案はいずれも起案者、文書主任審査、浄 書が同一人物であるため、押印者は6名とな っている。

確かに、起案の主目的はその決裁内容にあり保存年限にまで注意が及ばないのかもしれないが、記載個所は漏れなく、注意深く確認するようにして頂きたい。

また、6名も関与していながら誤記に気が付かないということは、現状のシステムにも問題があるのではないだろうか。チェックリストを作成し注意喚起をする等のシステム面の改善をすべきである。

なお、これはサンプル調査の結果、検出された事項であり、包括外部監査では全受託事業の確認は行っていないので、他の受託事業についても誤記がないか点検すべきである。

(報告書 137~138 ページ)

(2) 事務費比率の適用誤り及び協定書の誤記

事務費については、木津川市と締結した協定書によると昭和45年土木建築部長通知に基づき「工事費×5%(所定率)×3分の2以内」としている。しかし昭和45年土木建築部長通知には「公共補助事業所定率の3分の2」と定められており、通知に従っていないことになる。また実質的にも平成25年度、平成26、27年度の事務費は公共補助事業所定率の3分の2にはなっていない。

また建設交通部(旧土木建築部)において 資料を確認すると、昭和45年土木建築部長通 知が改正され新たに平成23年建設交通部長通 知が出されており、平成22年4月1日以降に 新たに協定を結ぶ事業に適用する旨が記載さ れている。こちらを確認すると事務費につい ては、「工事費×1/30(5%×2/3)」 と定められている。

木津川市との協定については実質的にも形式的にも不備があり問題である。以後の受託事業については平成23年建設交通部長通知に従って協定を締結し、事務費を工事費×1/30(5%×2/3)とすべきである。

(報告書 138 ページ)

(3) 請負業者との契約の記載誤り

工事の受注業者との間の変更契約書に誤りがあった。具体的には、平成 27 年8月 24日付で変更契約書には 529,200 円の請負金額の減額と記載されているが、実際は、対応する京都府内部書類である履行確認調書に記載のとおり 529,200 円増額されていた。契約書は各種諸条件をまとめ、契約当事者間で合意を示す書類であり、後日のトラブルの際には、有力な証拠となるものである。当たり前のことではあるが、このような記載ミスがあってはならない書類である。

限・分類・事業開始年度において修正の必要な ものについては修正を完了した。

(農村振興課)

平成29年度から、木津川市との協定締結時には、平成23年建設交通部長通知に従って事務費を「工事費×1/30(5%×2/3)」としており、あわせて農林水産部内及び広域振興局へ周知徹底を図った。

措置済み

(農村振興課)

広域振興局地域づくり推進室における事案であったため、平成29年3月28日付け9農村第282号で各広域振興局あて注意喚起し、重ねて農村振興課で作成した新たなチェックリストを平成29年5月の広域振興局地域づくり推進室長会議で配布し、更なるチェック体制の強化を図った。

措置済み

今後はこのようなミスが起きないようなチ エック体制を再構築すべきである。 (報告書 139 ページ) (4) 受託金額の積算基準 (経営支援・担い手育成課、流通・ブランド戦 試験・調査受託及び経由等事務受託の受託 略課、農産課、畜産課、水産課、林務課) 金額を積算するに当たって、京都府には積算 必要経費の考え方等積算に関する規定を設け 措置済み に関する規定(算定基準)がなく、現状では た。その上で、府として受託に必要な金額の積 算を行い、相手方の提示額と比較し、相手方の 委託元が提示してきた金額でそのまま受託さ れている。 提示額が積算金額を下回る場合には受託料の値 上げ要請を行った。 受益者に実費等の応分の負担を求めるとと また、全事業についてコスト比較を行うとと もに委託者間の公平性を確保するという観点 から、受託金額の設定が恣意的にならないよ もに府が行政として受託するメリットを検討し うに、その事業の実態に即した受託金額の積 た上で、全事業において受託すべきと判断した。 算に関する規定を設けるべきである。 その上で、その規定に従って受託金額の積 算を行い、積算額と委託元提示額との検討を 行った上で受託すべきである。 委託元の提示額が積算金額を大きく下回る ような場合には、受託料の値上げ要請を行う 等の対応が必要である。また、当該受託事業 に京都府として受託しなければならない法的 根拠がない事業については、コスト比較をし た上で京都府行政としてのメリット等がない 場合には、受託しないという選択も検討すべ きである。 (報告書 139 ページ) (5) 受託事業ごとのコスト管理(人件費) (経営支援・担い手育成課、流通・ブランド戦 各受託事業の実績報告書や受託帳簿等を確 略課、農産課、畜産課、水産課、林務課) 認すると、臨時職員(アルバイト)の賃金、 人件費を含めた総費用で継続受託の検討が行 措置済み 通勤手当、社会保険料は計上されているが、 えるよう、「日報を作成する」、「業務タイム 職員の人件費は配賦計上されていない。 シートを記録する」といった方法により業務内 現状の契約では先に受託金額が確定してい 容を正確に管理することで、人件費を把握する るため、支出に職員の人件費を配賦しても追 方法を構築し、平成29年度からは業務に係る処 加で委託元へ請求できるわけではない。しか 理時間の把握に取り組んでいる。 し、受託金額の積算を行う場合や継続受託時 の金額交渉、受託事業ごとの成果とコストの 対比検討を行うときには、人件費を含めた費 用の総額での検討が必要であるが、現状では 人件費が計上されていないため総費用との比 較ができず、経済性の判断を誤るおそれがあ 各受託事業へ人件費を適正に配賦するため には、日々の業務内容を正確に管理する必要 がある。そのためには各職員が業務日報を付 け、どの受託事業にどの程度の時間を要した か、また、事務処理等の時間をどの程度要し たのかを把握すべきである。 (報告書140~142ページ) (6) 受託事業ごとのコスト管理(固定資産の減 (農林水産部) 平成 29 年度から受託費で取得した固定資産 措置済み 価償却費) 機械装置や備品等の固定資産を取得した際 については受託額の妥当性を適切に判断できる には、備品購入費として、取得した際に全額 よう必要な期間の減価償却費を計上し、コスト 支出として計上されている。 管理につなげていくこととした。 しかし、取得した固定資産は、取得した年 度だけでなく翌年度以降もその固定資産の使 用期間にわたり受託事業に寄与するものであ る。したがって、固定資産の取得額はその固 定資産が使用される期間に応じて減価償却費 として配分されなければ、受託額の妥当性(受 託事業の収支) の判断を誤ってしまう。現状 の契約では先に受託金額が確定しているも の、制度上減価償却費が計上できないものが あるため、支出に固定資産の減価償却費を配 賦計上しても追加で委託元へ請求できるわけ ではないが、減価償却費を計上し適正なコス ト管理を実施すべきである。 (報告書 142 ページ)

(7) 受託の根拠

経由等事務の受託根拠として京都府から提示された法令等は、委託元が京都府に対して 委託をする根拠や委託元の業務内容の説明で あり、京都府が受託する根拠ではないものが 大半であった。

その事業について京都府が受託すべきことを法令等では定められていないにもかかわらず、受託することを京都府が選択したのであれば、その事業を受託する根拠として京都府にとっての効果を検討すべきである。

受託する理由として、「京都府が関与することで行政施策上メリットがあるため、断る 理由が無い。そして、いずれの事業も最終的には京都府民が恩恵を受けている。」との説明を受けた。確かに京都府にとって負担となることでも京都府民に恩恵があるならば、京都府として実施すべき場合もある。その場合にも、少なくとも受託することによる費用対効果を測定すべきであり、仮に、費用対効果がない場合には、その事業によって京都府が恩恵を受けていることを客観的データを用いる等して、できるだけ明確にしておくべきである。

(報告書 143 ページ)

(8) 受託継続の妥当性

経由等事務受託はいずれの受託事業も契約 期間は1年であるが、多くの受託事業は次年 度以降も継続しており、大半がいつから受託 を始めたのか不明なほど長期間継続して受託 している。

また、一度契約した受託事業については、 更新時も委託元が提示してきた金額でそのま ま受託されている。その理由として「長年受 託してきたこれまでの事務量と比較し、受託 内容がほぼ毎年同種のものであることにより 金額は妥当なものと判断し受託している」と の説明を受けた。

しかし、受益者に実費等の応分の負担を求めるとともに委託者間の公平性を確保するという観点から、その事業の実態に即した受託金額の積算に関する規定を設け、本当にその受託金額で妥当なのかを検討する必要がある。

さらに、その事業を受託した結果、本当に京都府民のためになっているのかを踏まえ、委託元とも十分に協議をした上で、継続して受託するかどうかを検討すべきである。 (報告書143~144ページ)

2 建設交通部

(1) 工事台帳への適時の入力

物部梅迫停車場線の受託工事の内訳においては、受託部分の工事台帳に契約額ではなく設計額で入力し請負率が反映されていない状態であり、実際の工事契約に基づく受託部分の更新入力を失念した結果、施工業者への前払金部分の請求において、綾部市へ実際契約金額ベースでなく設計金額ベースの過大な請求額を伝えていた。

本件は年度末の実際請求時に判明したが、 綾部市の予算の関係上、翌年度の工事完成後 に精算することで合意したとのことである。 工事完成後は適切な金額で綾部市と精算され ているが、工事台帳への入力を適時に行い、 早期にチェックを行うことで上記のようなミ (経営支援・担い手育成課、流通・ブランド戦 略課、農産課、畜産課、水産課、林務課)

受託の根拠を、客観的データを用いた受託業務ごとの指標により明確にし、府の受託効果を整理した。その結果、全事業において受託の効果があると判断できたことから継続して受託することを決定した。

措置済み

(経営支援・担い手育成課、流通・ブランド戦 略課、農産課、畜産課、水産課、林務課)

事業実態に応じた受託金額の積算基準を設け、府として受託に必要な金額を、人件費や減価償却費を含めて算出し、妥当性を判断した。

また、府の積算額と相手方の提示額の価格比較をした上で、受託金額の交渉を行い相手方の了承を得られたものについては平成30年度当初予算に計上した。

なお、受託業務に応じた指標を用いて、受託 の効果を客観的データで明確にし、これまで受 託してきた結果を検証したが、いずれの事業に おいても受託の効果が府内に波及し、府の農林 水産行政へ還元されていることが明らかなこと から継続して受託することは妥当であると判断 した。 措置済み

(道路管理課)

工事請負金額等の工事台帳への入力を速やかに行うとともに、請求時には金額等を担当部署で相互チェックすることとした。

措置済み

スを避けるべきである。 (報告書 190 ページ) 工事台帳の記載方法 (河川課) 煤谷川の川原橋架替工事においては、受託 橋梁改築に係る受託事業の工事契約と道路管 措置済み 理者負担分とは区別し、工事契約に係る情報の 部分の工事台帳の最終設計額が21,751,770円 みを工事台帳に記載することとした。 であるにもかかわらず、契約額は 23,917,175 円と記載されている。これは過年度の測量調 査費の繰越精算額 2,879,088 円が追加された ためであるが、台帳記載の工事業者と契約し ていない金額を工事台帳に加算するのは違和 感がある。 契約額が設計額を超えている状態は正常と は考えにくいため、明瞭な記載ルールを検討 すべきである。 (報告書 190 ページ) (3) 受託事業の費用負担額の算定誤り (河川課) 京都府は取付護岸工事の橋梁接着部は旧橋 河川改修に伴う道路橋改築に係る費用負担を 措置済み の(有効幅員+地覆)と拡幅巾とで算定するこ 算出する際に、改築される橋梁において拡幅が 行われる場合の幅員の取り扱いについては、道 ととしている。しかし、佐濃谷川の橋ノ坪橋 架替工事における取付護岸工事(接着部)の 路幅員により負担割合を算出することとしたガ 費用負担割合では、旧橋の有効幅員 1.7 と、 イドラインを、平成 29 年 11 月 14 日付け建設交 通部長通知により、各土木事務所長及び市町村 それからの拡幅巾 2.3 を用いている。正しく は(有効幅員+地覆) 2.0 と拡幅巾 2.0 とで算 長あて周知を図った。 なお、佐濃谷川の受託事業については、精査 定するべきであったと考えられる。 この結果、当方算定によれば道路管理者 した結果、算定方法の誤りではないことが確認 54.79%と河川管理者 45.21%で按分した取付 された。 護岸工事費は、正しくは道路管理者 54.17%と 河川管理者 45.83%で按分すべきであり、京丹 後市の負担額は 154 千円過大であったと考え られる。なお、算定結果については現在河川 課にて精査中である。 昭和43年の三局長通達等は存在しているも のの、条件によって費用負担の算定方法は微 妙に異なり判断が難しい。土木事務所間での 算定が異ならないよう、また、職員の異動で 算定が変更しないよう、分かり易いガイドラ インを策定するべきである。 (報告書 190~191 ページ) 3 教育委員会 (1) 事業費の積算額の妥当性(工賃の見直し) (文化財保護課) 京都府が行う保存修理を効果的かつ経済的 平成 29 年度から文化財修理の工賃単価に伝 措置済み に行うためには、保存修理にかかる総事業費 統技術の専門性を一層適正に反映させるため、 の積算額が妥当な水準であることが不可欠で 毎年度、公共工事の工賃単価に連動させるとと ある。積算額が必要以上に高い水準であれば もに、作業内容の特殊性及び前年度の文化財修 不経済となり、積算額が必要以上に低い水準 理に係る契約単価を基に総合的に判断の上で工 であると保存修理が効果的に実施されないお 賃単価を毎年度決定する取扱いとした。 それがある。 この点につき、伝統的建築技術を要するは ずの工賃単価については、一般的な公共工事 における工賃単価が積算単価に近付いて同額 程度になるまで調整がなされず、工賃単価上 昇局面においては見直し方針がやや消極的に 見受けられる。対応が遅れれば請負業者に過 度な負担を強いる可能性もある。 伝統的建築技術を有する職人の育成・確保 のためには、参考単価を尊重しつつ、公共工 事の工賃単価に一定程度連動させるなど、迅 速に対応すべきである。 (報告書84ページ) (2) 事業費の積算額の妥当性(見直し過程の文 (文化財保護課) 平成 29 年度から工賃単価及び標準工数の見 措置済み 工賃単価見直しの検討は毎年度開始前に実 直しに係る検討経緯、根拠資料を明文化し、毎 施されており、直接材料費の単価についても 年度決定する取扱いとした。 -部年度開始前に見直しが行われる場合があ また、旧材を全て解体した後、新規に施工す るが、それらの検討経緯は文書化されていな る作業である植物性屋根、漆塗装及び単彩色塗 装業務については、積算に当たり標準化が可能

また、工賃の積算基礎となる修理種別ごと | なため、新たに基準単価表を作成した。 の標準工数は、業者要望積算資料を参考に、 あるいは長年にわたる修理の積み重ねによる 実績値に基づいて算定されているが、積算工 数を決定した経緯に係る証跡は残されていな 京都府が行った判断の妥当性を担保し、今 後の見直しの際の客観的資料とする意味でも 検討経緯を明確に記した根拠資料を文書化す べきである。 (報告書84~85ページ) (3) 保存修理現場における文書管理体制(業務 (文化財保護課) 平成29年6月に「業務日誌」の基本様式を京 日誌の作成) 措置済み 保存修理の全ての現場において、現場担当 都府教育委員会で定め、全ての保存修理現場に 主任は的確な「業務日誌」を作成し、業務の おいて業務日誌を作成することとした。 進捗管理と工事経過の記録保存に努め、都度 組織で情報を共有するとともに文化財保護課 としてよりわかり易く業務の説明責任を果た すべきである。 (報告書 85 ページ) (4) 保存修理現場における文書管理体制(詳細 (文化財保護課) な進捗管理表の作成) 平成29年6月に「工程表」の基本様式を京都 措置済み 保存修理の現場には、短期間に区切った詳 府教育委員会で定め、文化財保存修理現場の状 細な進捗管理表が、必要な場合を除き、作成 況に応じて、週又は月単位等の工程表を作成し、 されていない。年間工程表、請負工事ごとの 請負業者及び文化財所有者との定例会議で共有 工程表は作成されているが、それらをもとに する等工事の進捗状況の管理を行った。 工事が適正に進捗したかどうかを確認できる ものになっていない。 工事においては、文化財建造物の保存修理 を正確に行うことが第一であろう。しかし、 予算と期限がある以上、定められた期限内に もっとも低コストで効率的に作業が完了する よう管理することも同様に重要である。それ には短期間ごとに定められた詳細な進捗管理 表が必要である。 現場担当主任は、工事期間全体を通じた進 捗管理表をもとに、現場の状況に応じた短期 間に区切った詳細な進捗管理表を作成する 等、工事が適正に進捗していることを確認で きるよう管理すべきである。 (報告書86ページ) (5) 契約変更過程の明文化 (文化財保護課) 保存修理事業においては様々な要因で工期 契約額に増減がない工期延長の変更契約につ 措置済み が延期される場合がある。通常は延期に伴っ いても、請負業者との協議経過を文書化するこ て大工の工数が増加するが、工期延期の原因 ととした。 が請負業者にある場合には契約額の増額は行 わず、京都府から仕様変更や追加工事の指示 があった場合は契約額の増額を行うことがあ るとのことである。 しかし、契約額の増額のない工事の中には、 当初想定以上の損傷により補修に期間を要す る等の理由で工事延期の原因が請負業者のみ にあるとは判断できないものもあった。京都 府と請負業者で協議した経緯を記した資料は 特にないとのことである。 変更契約は京都府と請負業者との合意によ るものであるが、京都府が請負業者に無理を 強いることなく合理的な判断のもと適正に契 約変更されていることを証するため、協議の 経緯を記した証跡を残すべきである。 (報告書 86 ページ) (6) 単年度入札方式の改善 (文化財保護課) 清水寺、知恩院、仁和寺の平成25年度から 平成29年度から、工事期間が長期にわたる事 措置済み 平成28年度(調査時現在)までの入札の結果 業については、文化財所有者の同意を得た上で、 所要期間に応じて複数年度の契約を行うことと から、同種の工事は同じ業者が落札している、 という傾向があることがわかった。 した。 このことは、長期にわたる文化財建造物の「

保存修理においては、むしろ効率性や技術的 側面から合理的であり、単年度入札方式によ る弊害を結果的に補っているものと考える。

それでも、長期にわたる保存修理の入札が 単年度ごとに行われると、たとえ毎年同じ業 者が受注したとしても、契約等に時間がかか るのでタイムラグが発生する。実際、毎年4 月、5月は請負工事がほとんどなく、長期的 に見れば大きな非効率が生じていると言え る。

文化財保存修理事業の財源は、国庫補助金 と所有者負担金であり、国庫補助金が単年度 毎に交付決定されるため、財源の担保が単年 度ごとにしか確定しない。このような事情か ら京都府は長期にわたる保存修理事業に係る 契約を「単年度」としている。

しかし、長期にわたる文化財建造物の保存 修理事業の工事業者の選定方式は、各工事期 間に合わせたものに変更することが合理的で あり、長期工事については、原則として単年 度による入札及び契約方式を再考すべきであ ス

(報告書86~87ページ)

(2) 意見

監査の結果

対応の内容

1 建設交通部

(1) 積算システムと支援システムの非連動

建設交通部の主要な業務システムは大別して2つあり、入札する工事費を積算する積算システム(技術用)と、契約・検査・請求事務を支援し工事台帳を作成管理する支援システムがある。一方で実際の工事契約は予算と関連するため、会計課所管の統合財務システムで編成・管理・決算を行っている。

このため現状は、積算システム入力→予算 内訳を各担当が作成→支援システム入力となっており、積算システムと支援システムは連 動していない。

受託事業部分の工事台帳入力がなおざりになった一因とも言え、適時性・正確性や効率性を確保すべくシステム間の連動を図ることが望まれるが、限られた予算の中では費用対効果や予算優先順位もある。現状は複数チェックの徹底・スケジュール化を図り受託事業部分についても放置とならないよう留意しつ、将来的なシステム更新の際にはシステム間の連動も検討されたい。

(報告書 191 ページ)

(2) 城陽排水機場の活用可能性

古川水系の改修事業は昭和60年度に策定された計画に基づいているが、平成24年度の京都府南部豪雨のような近年の温暖化に伴う雨量増は元々想定されていない。京都府は特別緊急事業として河川改修を急いでいるが、あくまでも昭和60年度計画を忠実に守る範囲で、工事を早期化する内容に見受けられる。

深刻な浸水被害が発生した城陽市域においては、京都府が管理する城陽排水機場が存在するものの、古川水量の一部を木津川水系に排水する意味合いしかなく、接続する古川の流量計画 120 ㎡/s に対して排水能力は 15 ㎡/s に留まっている。仮にこれを増強して中流

(監理課、指導検査課)

将来的にシステム更新を行う際には、費用対効果も考慮しながらシステム間の連動も検討する。

(河川課)

古川の河川改修計画は、平成26年3月に河川整備計画を策定しており、その際には、平成24年の府南部豪雨を踏まえるとともに、宇治川及び古川水系の改修状況、費用対効果等を考慮している。

具体的には、床上浸水被害を解消するためには、35 ㎡/s 減じる必要があり、河道改修(案)では約73億円、城陽排水 機場ポンプ増強(案)では約107億円となるため、河道改修 案で進めている。

今後とも、河川整備計画に基づき、関係市と調整を図りながら事業を推進していく。

地点から大きく排水することができれば、名 木川合流地点や井川合流地点における古川の 水量を大きく減じることができるのではない かとも考えられる。しかし、城陽排水機場の 能力を増強する費用や、それにより古川水系 の豪雨時流量をどれだけ減ずることができる のか、現時点では試算検討されたことがない。 治水対策は自然流下を原則とする京都府の 考え方は首肯でき、昭和60年度計画を進める ことが最も重要であることについては言をま たないが、それに加えて補助的機能として、 城陽排水機場の能力増強による費用対効果も 検討されてみては如何だろうか。その検討結 果によっては今後の河川改良事業(それに伴 う受託事業) の方向性が変わる可能性もある ため、検討の際は城陽市や宇治市を交え協議 相談されたい。

(報告書 192 ページ)

2 教育委員会

(1) 監理費の算出方法

受託額のうち京都府の修理技術者の業務相 当額とされる監理費は、総事業費に監理料率 を乗じる方法によって算定している。この監 理費の計算式は京都府と文化庁との協議で決 定されているため、京都府の一存では計算方 法を変更できないが、この方法には以下の問 題がある。

- i.総事業費は小さいが修理技術者の関与が 一定必要な工事と、総事業費は大きいが修 理技術者の関与はそこまで多くならない工 事との間で、不公平の問題がある。
- ii. 修理技術者の人件費実額との差額により 京都府に利潤や損失が生じている。決算上 の整理では、「監理費の一部は受託部門共 通で必要とされる物品購入に充て、残りを 人件費に充てている」とされており、監理 費が適切に使用されたか否か不明瞭となっ ている。
- iii. 修理技術者の人件費も含めた修理案件ごとの収支状況を十分に把握していないため、原因分析と改善対応が実施されていない。

上記問題を解消し、適切な工事管理を行うためには、修理技術者へ実際に支給した人件費をもとに監理費を算定するべきと考える。もし、それが困難な場合でも事後的には修理対象ごとに、所有者に請求する監理費と、京都府の実質的な人件費を比較分析することが必要である。

(報告書87~88ページ)

(2) 変更契約の傾斜

国指定文化財の保存修理事業の受託において、請負業者との契約に関して契約額の増額を伴う変更契約を締結する場合、実際増加金額に当初落札額/当初積算額の傾斜をかけた額を追加支払額としている。

しかし、契約額の増額は当初予定していた 以上の追加修理の発生や、想定以上の修理工 数が生じたこと等を原因とすることから、追 加修理にかかる積算を新たに算定する必要が ある。

この場合、必ずしも請負業者の積算(落札価格)は、当初修理にかかる落札の水準と同程度になるとは限らず、場合によっては早急に修理工員を招集するための追加コストを負担する可能性もある。文化財の保存修理事業

(文化財保護課)

監理費の算出については、人件費実額とした場合には、担当する技術職員の給与額に差違があるなど課題もあることから、文化庁との協議を経て検討する。

(文化財保護課)

契約額の増額を伴う追加修理に必要な経費については、事前に現場での工事打ち合わせや業者からの見積徴取により適正な設計価格を設定している。そうして積算した額に府会計課質疑応答集に掲載の「工事請負契約における変更契約の一般的な取扱い」により、当初落札額/当初積算額の傾斜をかけた額でもって変更契約額としており、全庁的な統一取扱いによる現状の算定方式が適当であると考える。

はその特殊性に配慮し、京都府の契約額増額 を伴う追加修理の発生等は京都府の都合によ るため、契約額の増額については機械的に傾 斜をかけるのではなく、京都府の積算価格を もって決定することが望ましい。

(報告書 88~89 ページ)

(3) 設計段階での破損状況のより詳細な把握

文化財の保存修理では解体後に予期せぬ破 損状況であることが判明した場合、修理開始 後に工期の延期を余儀なくされるケースがあ る。この場合、文化財建造物所有者や請負業 者に負荷をかけてしまうことから、解体前の 設計段階において破損状況の把握精度を向上 させることが必要である。

この点について京都府も問題意識を有して おり、破損状況の把握精度を向上させる方法 として以下の見解を述べているが、まだ検討 段階であることから早急に議論を進めて対応 に着手されたい。

京都府の見解

- ・京都府の研究機関及び大学等との連携による 調査体制を整える
- ・定期的に経年劣化等台帳整備と修理計画作成 業務を充実させていく
- ・実施については検討を行い、関係機関との調 整が必要

(報告書 89 ページ)

(4) 名簿登載業者に対する指導と支援

平成 25 年度から 27 年度までの 3 年度の落 札結果を調査したところ、毎年、相当額で落 札し受注している業者がある一方で、この期 間1度も落札していない業者もある。また、 この期間に落札しているが1年度だけであっ たり、複数年度落札しているが落札金額が年 度により大きく異なるという業者もある。

工事業者は、厳格な基準をクリアして京都 府から承認されたもので、文化財建造物の保 存修理事業において重要な一翼を担う貴重な 存在である。名簿登載業者による伝統技術の 伝承は文化財建造物の保存修理にとって重要 な事項である。

京都府として、入札登録業者の2年に1度 の更新において、技術面の確認だけではなく、 伝統技術の継承・発展のために十分な指導と 支援をされたい。

(報告書89~90ページ)

(5) 業者評価制度の活用

京都府には工事を落札した業者を評価する 制度があり、文化財建造物の保存修理事業に おいては教育委員会文化財保護課が評価して いる。業者の評価は落札した全事業者に対し て落札した工事ごとに行われる。

文化財保護課における評価担当者は、まず 工事の主担当が全項目を評価し、ほか複数名 がそれぞれ評価項目の一部を評価している。 平成27年度の評価工事数は48工事である。

この評価結果は、京都府の入札資格審査に 活用することを目的としているので、文化財 保護修理には直接役立つ内容ではない。しか し、業者に対し工事全般を評価したものであ るので、この結果を文化財保存修理の請負業 者の工事に係る品質管理等の指導に有効に活 用されたい。

(報告書 90 ページ)

(6) 嘱託員(大工・建具工)の配置場所

京都府では、木工事は文化財建造物の根本 修理を行う上で根幹となる技術であり修理の

(文化財保護課)

破損状況の把握精度の向上のため、文化財の解体前の設計 段階における調査については大学等研究機関と調整中であ り、修理台帳の整備については平成 30 年度から着手すること としている。

(文化財保護課)

登録業者に対しては、以前から入札時に行う現場説明等直 接接する機会を通じて工事の受注状況や技能者の育成進捗等 についてヒアリングをしながら意見交換をするとともに、様 々な相談や照会に対して助言等は行ってきたところである が、今後、2年に1度の入札参加資格審査時においても、更 に業者ごとに提出された修理実績内容等を基に改善点等につ いて専門的見地から近年の工事における留意点等の情報提供 をすることにより各業者への支援を行うこととした。

(文化財保護課)

平成30年度から、品質管理及び安全確保の観点等で請負業 者の助言等に有効な評価項目については、工事発注時の現場 説明会等を通じて指導や助言を行う等積極的に活用すること とした。

(文化財保護課)

嘱託員の配置については、これまでから文化財建造物修理 に係る府全体の国庫補助金の交付状況及び詳細な調査と復原 要であることから技術を伝承するため、大工 | 作業が伴う根本修理期間の状況等に応じて計画的に配置して 考えている。

を直接雇用している。一方で、直近3年度に おいて嘱託員(大工・建具工)が全ての修理 対象に配置されているわけでなく、嘱託員(大 工・建具工) が実施する木工事は一部の修理 に偏っている。そして嘱託員(大工・建具工) が配置されていない修理対象にかかる木工事 は請負業者に委託されている。

京都府として、より充実した嘱託員(大工 ・建具工)の修理対象に係る配置を検討され たい

(報告書90~91ページ)

いて保存修理工事を実施している。

(文化財保護課)

(7) 主任技術者と京都府での受託体制 国指定文化財建造物の保存修理事業を受託 できる府県は、京都府、奈良県、滋賀県であ り、その他の都道府県は、主に文建協が受託 し設計監理業務等を行っている。そのため京 都府、奈良県、滋賀県及び文建協は独自に専 門技術者を擁しており、それぞれの地域にお

京都府においては、明治30年(1897年)「古 社寺保存法」の施行以来、1世紀を超える文 化財建造物の保存修理の実績があり、その知 識や経験が蓄積されており、また、京都府は、 数多くの国宝を含む重要文化財等を有してい ることも事実である。このような特殊な環境 下にあって、全国一律でなく、京都府独自の 体制をとることは国にとっても一定の意義が あり京都府にとっては効率的である。そこで、 京都府としては現体制を維持しつつも、京都 府において蓄積した知識や経験を先頭に立っ て、他の都道府県との協働や連携に生かされ たい。

(報告書 91 ページ)

(8) 文化財建造物保存修理の事業における事 務のあり方

国にも京都府にも指定されていないが、文 化的・歴史的価値が認められる未指定の文化 財について、京都府では「文化財を守り伝え る京都府基金等事業費補助金」と「京都府社 寺等文化資料保全補助金」の2つの補助金制 度を設けている。この2つの補助金制度につ いては、文化スポーツ部文教課が所管してい

一方で、未指定文化財と同様に補助金の交 付のみの対応で受託事業として取扱わない京 都府指定・登録文化財については教育委員会 文化財保護課が所管している。

しかしながら、未指定文化財の対応につい て、文教課だけで事務が完結するわけではな く、文化財保護課の協力、助言のもと事業を 進めている事実がある。文化財保存修理受託 事業をはじめ文化財の知見は圧倒的に文化財 保護課に集積していることから、文化財保護 に関する業務を文化財保護課に一本化して実 施することにより文化財保護事業の一環とし ての効果的な事業実施と事務の効率化が期待

したがって、両制度の経緯や成果、運用の 面から京都府の文化施策全体の視点で調整及 び一定の法令手続が必要であるものの、事業 実施の観点からは、未指定の補助金交付窓口 を教育委員会文化財保護課に一本化する等、 業務のあり方について検討されたい。

(報告書 91~92ページ)

(9) 専門技術(者)の継承と育成

修理技術者の養成と確保は喫緊の課題であ る。また、京都府内における相応の技術と経 験を有している業者や職人の数も心もとない 状況にある。文化財が多い京都府としてはこ れらの状況にも対応できるように全国に先駆

府が蓄積する専門的知見の活用については、これまでから 他府県を含めた選定保存技術保存団体主催の研修会講師を務 めたり、府主催の保存修理現場公開事業を実施するなど、広 く情報発信してきたところである。

おり、高度な技術を要するその作業は請負業者と協力して行 うといったものではない。小規模な木工事や屋根葺替工事な

ど施工内容が比較的単純な工事については、民間業者へ発注

する方が効率的であり、民間業者に従事する大工の人材育成

にも繋がることから、修理対象に応じた適切な配置であると

今後予定されている文化庁の移転も踏まえ、蓄積された知 識と経験を広く発信していきたい。

(文化財保護課)

未指定文化財(文化資料)の補助に当たり対象物そのもの の価値だけではなく、地域の行催事が観光などの地域振興や 地域文化の継承に果たす役割等も考慮して補助対象を決定し ている。補助申請の内容や積算については、文化財保護課の 専門的知識を有する技師が協力する現体制は、それぞれの職 種を有効に活用していると考える。

文化財保護法一部改正の動向を踏まえ、他の地方公共団体 にはない文化財全分野の技師を多数配置している府文化財保 護課の特徴を考慮しながら、今後の業務のあり方について関 係部局と検討していきたい。

(文化財保護課)

未指定文化財に係る修理指導等により高度な技術を有する 企業を育成する努力を行ってきた結果、入札参加資格者名簿 の登載業者数は、名簿を作成した平成21年度の66社から、 平成29年度は82社へと16社増加した。また、国の選定保存 技術保持者は全国最多の18名(全国55名)の状況である。

けてさらに京都府における修理技術者、嘱託 員(大工・建具工)を充実させるとともに入 札に参加できる名簿登載業者を増やしていく 等、多くの専門技術者を養成し確保すべく何 らかの方策を講じられたい。

(報告書 92~93ページ)

(10) 専門分野(専門家集団)における効率性 と透明性の確保

京都府では教育委員会が設計監理と修理事業等の適正性のチェックの両方を行っている。すなわち同一組織が事業と管理運営をしているため、外から見るとチェック機能が十分に働いていないとの疑義が生じる。現に工事現場における検討事項や作業内容についての記録や、工賃や材料費の単価、工数等の決定・見直しにかかる書類も不十分であり改善が必要な状況である。

この出来上がった関係は閉じられた社会で 外部者を寄せ付けない唯我独尊に陥り、やや もすると馴れ合いとなってしまう危険性を孕 んでいると言える。

専門家集団の技量を最大限引き出して効率 的な業務を推進することと馴れ合いの抑制を 両立させるためには、専門性を尊重しつつも 専門分野(文化財保護)を全て専門家しか分 からないものとして聖域化すべきでない。そ のためには計画、実施、完成の各段階で第三 者による検証をする等のチェック体制を構築 し、より良い文化財行政を追求すべく文化財 行政に対する客観(批判)的態度を常に持つ べきである。例えば、①文化財保護審議会に 部会を設置して審議会委員による直接チェッ クを実施する、②現在、工事によって任意で 設置している「修理委員会(所有者、学識経 験者、行政で構成)」について、設置基準(根 本修理や現状変更の有無等)を設け、当該委 員会による定期的なチェックを実施する等の 措置が取れないか検討されたい。

その際、決して書類上の事務的なチェック にしてはならず、技術的に適正なチェックが できるように留意されたい。

(報告書 93~95 ページ)

(11) 文化財の保存と活用

京都府では可能な限り保存修理の現場公開を行うことで、普段は見ることのできない文化財建造物の内部構造や修理現場の状況を府民に知ってもらうようにしている。この活動は文化財保護に関する普及啓発に大いに貢献しているものとして評価できる。

一方で修理完成後の活用については、所有者任せで、どちらかというと所有者の活用に関する要望について受け身で対応しているように思う。

確かに、文化財の保存及びその活用は第一 義的には所有者が考えなければならないこと であり、その受託者である京都府はその意向 に沿って業務を進めれば問題ないともいえ る。

しかし、現状の文化財保存にかかる京都府と所有者との関係を前提とすると、活用を図る観点から京都府が主導的に所有者と議論検討して修復作業を提案していくことも必要であると考える。京都府の受託事業においてはその調査業務にも十分な時間をかけて保存について慎重な検討を重ねている。しっかりとした調査が実施されているのであるから、この調査結果を保存だけでなく、活用を図るためにも大いに利用されたい。

(報告書 95~96 ページ)

平成29年度からは、暫定登録文化財制度を創設し文化財保護対象件数が飛躍的に増加したところであるが、修理に係る補助もあるため、周知を徹底し、今後文化財所有者が行う修理を増やし安定した業務量を確保できるよう努めるとともに、修理現場の公開、伝統技術の実演及び技能体験の開催等により、文化財修理業者への理解を深めることで、専門技術者の養成及び確保を図る。

(文化財保護課)

平成29年度から文化財保護審議会に設置されている建造物部会において、全保存修理事業に係る修理内容や施工の進捗等を写真や映像等を用いながら報告し、専門的見地から技術的指導助言を得ることとした。

さらに、平成 29 年 12 月に根本修理現場における修理委員会設置の要綱を定め、所有者及び外部有識者等による指導・助言を受ける仕組みを構築した。

なお、いずれも高度な知見を有する学識経験者等を含む構成であり、詳細な説明用資料により会議を開催しており、書類上だけではなく実地でも検査を行い、厳密なチェックが得られるものと考えている。

(文化財保護課)

平成31年4月施行予定の文化財保護法の一部改正において、文化財所有者が保存活用計画を策定し国の認定を受けることで、イベント開催時の現状変更等に係る許可が届出に緩和される等手続の弾力化が図られることとなっており、同法に基づく制度の周知等専門的知見を生かした文化財所有者に対する文化財の活用に係る支援や助言を行っていく。

平成27年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

事務事業の外部委託の現状と今後について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置 次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
1 職員長グループ (1)職員住宅の緊急修繕受付業務の外部委託職員住宅の緊急修繕に関する電話受付は、24時間給与厚生課の担当職員が行っているが、夜間や休日は入居者に伝えた職員個人の携帯電話で受けて内容確認した後、提携事業者へ指示を出している。定型的な作業が大半で、京都府職員の判断が必要になるのは修繕費用が高額になる場合のみであり、一定のまとまった件数もあるため、適切な委託先に事務委託を行うべきである。(報告書36ページ)	(職員総務課) 平成29年度から、費用対効果の面から事務委託ではなく、迅速かつ柔軟な対応が可能な各住宅所在地域の修繕業者と提携し、夜間・休日等の管理体制の見直しにより対応することとし、緊急修繕への速やかな対応と担当職員の業務軽減を図った。 なお、上記対応の結果、平成29年度の職員の夜間休日対応は0件であった。	措置済み

平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

未収金に関する事務の執行及び管理について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置 次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
5 中小企業経営基盤強化資金貸付 (1) 小規模企業者等設備導入資金一設備資金 ①回収不能な未収金の処理 未収の 28 貸付先 31 件のうち平成 25 年度 に一部回収があったのは 1 件のみである。 常識的に考えれば、回収が全く進んでいない未収金 82,933 千円 (30 件) は速やかに不納欠損処分すべきことは自明であるが、それが遅々として進まないのは小規模企業者等設備導入資金の仕組にも問題がある。不納欠損処分を実行すると一気に当該債権の全額(1/2相当額)の返還義務が発生して当該債権のとよう(小規模企業者等設備導入のを実行するとの情難によら(小規模企業者等設備は不らざるを得なのよう(小規模企業者等設備は不らが表別のより、全国の都道府県においても同じような状況にあり、年間においても同じような状況にあり、年間においても同じような状況にあり、全国の都決に向けて平成 25 年 11 月に八大都道連名に引き続免除の東都府としては、国・企業者のよりに対する。東部としては、国・企業者のよりに対するとに対しても同じような状況にあり、年間においても同じような状況にあり、年間においても同じような状況にあり、年間においても同じような状況にあり、年間に対して表別では、国収不能な未収金については、東学かに不納欠損処分すべきである。(報告書 157~158 ページ)	(商業・経営支援課) 府から中小企業者に貸し付けた設備資金について、小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止(H27.3.31)に伴い、都道府県が条例等に基づき不納欠損の処理を行った債権については、国への償還義務を免除することとされた。これを受け、平成26年度に指摘のあった未収金(82,933千円(30件))について、貸付先に係る債務者及び連帯保証人(相続人)に対する調査を進め、回収不能を確定させた結果、平成30年3月30日をもって全債権の不納欠損処分を完了した。	措置済み

(2) 高度化資金-A方式

①不納欠損処分

過年度未収金のうち、既に倒産しており交渉自体が途絶えて連絡が取れていない貸付先が4件(3貸付先)ある。これら貸付金の貸付年度は、昭和31、32、40、42年となっており、貸付年度も古く実質回収不能と思われる。ただし、昭和31、32、40年の3貸付金については、小規模企業者等設備導入資金については、小規模企業者等設備導入あることがら、国に対する要望が受け入れられ返還義務免除が確定した場合は、速やかに不納欠損処分すべきである。また、昭和42年貸付金のように、貸付年度も古く実質回収不能と思われる先で、中小機構に対する償還金額の処理が終わっている先は、速やかに不納欠損処分すべきである。

(報告書 158 ページ)

(商業・経営支援課)

府から中小企業者に貸し付けた高度化資金の 過年度未収債権のうち、貸付年度が昭和31年か ら昭和42年までのものについては、小規模企業 者等設備導入資金助成法の廃止(H27.3.31)に 伴い、都道府県が条例等に基づき不納欠損の処 理を行った債権については、国への償還義務を 免除することとされた。

これを受け、平成26年度に指摘のあった未収金(5,276千円(4件))について、貸付先に係る債務者及び連帯保証人(相続人)に対する調査を進め、回収不能を確定させた結果、平成30年3月30日をもって全債権の不納欠損処分を完了した。

措置済み

平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

人材育成機関の現状と課題について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置 次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
2 各人材育成機関の状況		
(1) 京都高技専・福知山高技専の定員充足率 京都高技専および福知山高技専では定員充足率が目標の100%に達していない。充足率が満たされないのは、訓練科目および内容が、職業能力開発が必要な人の訓練受講ニーズに対応していないか、府産業の人材ニーズに対応していない、もしくは訓練科目自体はそれらに対応しているが、高等技術専門校という職業訓練校のあり方自体にミスマッチが生じている、などが考えられる。充足率達成のため、原因追及を継続的に行い、早急に対応策を取る必要がある。 (報告書153ページ)	(京都高等技術専門校、福知山高等技術専門校) 平成 27 年度の京都府産業人材育成委員会に おける訓練受講ニーズに応える訓練科目及び内 容に対する意見を踏まえ、平成 29 年度から、京 都高等技術専門校では、機械加工システム科(1 年コース)の訓練時間変更等を行い、女性も受 講しやすいプロダクトマネージメント科に組み 替え、福知山高等技術専門校では、IT・経理 科で実施していた訓練を民間教育訓練機関等で 実施することとして廃科することとした。その 他の科もニーズ等に即したメニューとなるよう 訓練内容の充実を図った。 上記の見直し等を実施した結果、平成 29 年度 の 2 校の定員充足率は 90.0% (平成 24 年度 79.2 %)に改善した。	措置済み
(2) 障害者訓練 民間との競合がないからこそ、企業ニーズ や障害者のニーズを把握し訓練内容に反映す るよう努める必要がある。また、施設内訓練 と委託訓練の訓練内容や訓練期間が重複して いないかを常に見直す必要がある。特に、施 設内訓練は京都障害者高技専が、	(京都障害者高等技術専門校) 平成26年度から、京都障害者高等技術専門校長が「京都高等技術専門校求職者訓練(障害者)業務委託に係る意見聴取会議」(プロポーザル提案の審査)に委員として参画し、施設内訓練のようなを表記訓練の月ウルでであるなど連携を強化した。また、平成27年度の京都府産業人材育成委員会における障害者訓練の組織のあり方の意見を踏まえ、京都高等技術専門校で行っていた障害者委託訓練に係る訓練計画、契約等事務及び就職支援業務等について、平成29年度から、京都障害者高等技術専門校に移管し、一元化したことから、同校のノウハウを生かした効率的かつ効果的な委託訓練が実施できるようにした。	措置済み
(4) 農業大学校の指導員の短期ローテーション 農業大学校の目的は、将来の京都府の農業	(農業大学校) 農業大学校での教育体制については、単に在	措置済み

を担う中核的な人材の育成にあるのだから、 4~6年で異動になってしまう教員体制では なく、長期的に教員の質向上やノウハウの蓄 積、卒業生との継続的な関係構築を実現でき るような教育体制について検討願いたい。

(報告書 153~154、210ページ)

での質の向上及びノウハウの蓄積を目指すべ く、次世代の地域農業を担うリーダーとなる人 材を育成するための「高度農業経営者教育機関」 へ指導員を派遣することで、新たに経営能力を 高めるためのメンター(支援者)能力を培うこ とができ、実際の指導に活用した。

また、指導員は、4~6年で一旦農業改良普 及センター等現場へ異動するものの、普及員と して経験を積み現場感覚を養い、技術力や指導 力の更なる向上を図った後、再度農業大学校に 配置して、他の指導員の指導に当たらせる等、 培った技術力及び指導力を生かす教員体制をと っている。

さらに、平成28年度に京都農人材育成センタ 一が行う経営研修と連携し、卒業生の就農後の フォローアップや農業経営の段階ごとの経営力 向上研修を実施するとともに、平成 29 年度に は、仲間づくりや農業経営を学ぶことを目的と した若手農業者の交流会の開催及び卒業生が生 産技術や農業経営について相談できるSNS (facebook) の立ち上げ等、継続的に卒業生の 経営力向上につながる仕組みを構築すること で、就農・就業した卒業生の定着率向上を目指 した教育体制を実現した。

(5) 林業大学校が果たす役割と費用対効

林業大学校では、即戦力として技術から経 営まで、これからの林業をけん引する人材を 育成するという重要な役割を担っている。従 って、京都府の目標である新規就労者年間 50 人達成に寄与するべく、京都府の林業全体の 活性化・農山村の振興政策とともに、林業大 学校の本科卒業生がより多く川上へ就職でき るような具体的な方策を講じる必要がある。

また、費用対効果を具体的に測定し、これ からの目標の裏付けとすることが必要である と考える。

(報告書 154 ページ)

(林業大学校)

林業大学校卒業生の府内の川上である林業事 業体への就業者数を向上させるため、2学年時 のカリキュラムの中で行っている林業事業体に おける現場でのインターンシップ研修(キャッ プストーン研修) の研修先を府内の林業事業体 に限定する取組を平成29年度から開始した。そ の結果、卒業生に占める府内林業事業体への就 業者数は平成28年度は卒業生20名のうち2人、 平成29年度は14人中7人と飛躍的に上昇した。

また、平成30年度から学生募集に当たって、 府内林業事業体に対し、事業体推薦入学制度の 積極的な活用を働きかけることで、府内林業事 業体への就業者数が更に向上する措置を講じる こととした。

費用対効果の測定については、林業大学校生 を府内林業事業体へ就業させるために要した経 費の額と林業労働者の生産額それぞれの1人当 たりの額を測定し、費用対効果があると言える 年間の就業人数を把握し、目標の裏付けとする。

4 人件費、訓練・教育内容と訓練・教育体制、 就業支援と進路の現状と課題

(2) 京都高技専のシステム設計科の必要 性

京都高技専のシステム設計科は、入校者の うち就職に至る割合が低い。これは、訓練内 容が社会ニーズに合致していないからではな いか。訓練期間や訓練内容の見直しを実施す べきである。

(報告書 209 ページ)

(京都高等技術専門校)

平成 27 年度の京都府産業人材育成委員会に おける訓練の科目及び内容の意見を踏まえ、京 都高等技術専門校のシステム設計科については 平成29年度から、訓練内容とのミスマッチによ る退校を減らすため、入校前に2日間、基礎学 力を確認し、不足部分の自己学習を指導すると ともに、入校する訓練科に関する基礎知識の事 前学習するための導入訓練及び個別カウンセリ ング等を実施した結果、入校生の就職率は80% (平成24年度は64.7%) に改善した。

5 備品管理、施設管理の状況

(1) 備品の実地検査の手続の統一

実地検査の目的は、「備品等登録表」に記 載された物品の存否を含めた管理状況を網羅 的に把握し、その状況によっては、捜索、修 繕、買替、廃棄等の必要な措置をとることに ある。この観点で各校の実地検査を眺めると 必ずしもその目的を達成しているとは言い難┃ための仕組みを構築した。

(農業大学校、林業大学校)

農業大学校及び林業大学校ともに全ての備品 について物品の存否を含めた確認を行った。ま た、平成29年度には実地検査を実効性あるもの とするため検査、報告等の手続を統一した備品 管理要領を制定し、的確に管理状況を把握する

措置済み

措置済み

措置済み

い。看護学校では「備品等登録表」との突合せは実施されておらず、その管理状況も全校で把握されていない。福知山高技専、農業大学校ではすべての備品についての確認がなされていない。

実地検査を実効性あるものにするためには、まず、実地検査の手続きを統一して定めるべきである。そして、少なくとも人材育成機関にあるすべての備品を対象に一斉に実施して、その結果を実施票として書面で提出集約すべきである。

(報告書 227 ページ)

平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

情報システムに係る財務事務の執行について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置 次のとおり

<各システムの所管課>

- ○行政事務支援システム、統合財務システム、総務事務システム、新人事給与システム:情報政策課
- ○人事システム:人事課 ○教職員人事システム:教職員課 ○税務支援システム:税務課
- ○衛星通信系防災情報システム:防災消防企画課 ※会計課は統合財務システムの業務を一部所管

監査の結果	措置の内容	措置状況
9 資産管理		
(5) 衛星車載局指令車 車載局は東日本大震災でも見られたように 大規模災害時で携帯電話等一般加入回線が強 地した機合に備えて、援要請等を発信すること により、応援要請等を発信すること により迅速な初動体制を図るために配備 により、活用実は神子のの はなじまないことは十分シーングの はなじまないる後円、ランニングの現在まで いっなでも見したが、ト年で の で1度しか利用していないことをど いるものではよいのだろうか。 車載局に災害対策本部のはり経済帯でに ない場合にではよび、やはり経済帯におがないるもの ではしていないことが ないるもの時民一人が所有する状況に がある。 所民への情報提供も含めて、連載局制に できるよう今後の情報に いて検討していく必要があると考える。 (報告書 256 ページ、公報 137 ページ)	(防災消防企画課) 平成 25 年度以降、大規模災害等により本府だけでなく近隣府県や府内市町村の通信機能が損なわれた場合でもバックアップの情報伝達手段を提供する観点で車載局の活用機会の範囲を大幅に拡大した。 具体的には、平成 25 年度から、被災府県で車載局が不足する場合には、関西広域連合ともに、平成 27 年度には、ハンディカメラによる両とととの地震の大きなの大きなのであり、横能の内害現場でも活用できることとなった。 さらに、平成 29 年 10 月に車載局を活用して市町村庁舎(災害対応拠点)から府庁町村の通信手段が途絶した場合にも迅速に情報伝達できるよう、市町村との連携を強化した。	措置済み

平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

公立大学法人化などの府大学改革の成果と課題について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査の結果	措 置 の 内 容	措置状況
7 公有財産の状況について (14) 府立大学の毒物・劇物の管理状況 今後、その存在自体が危険な毒物劇物の廃 棄コストは、教室予算ではなく大学予算化す	(府大 管理課) 平成 24 年度に、長期保存リストにある毒劇物 については、使用予定を確認の上、大学事務局	措置済み
る。長期保存リストにある毒物等については、 至急にその使用可能性についての検討を行い、近くに使用予定のないものについては速 やかに廃棄して安全性を図るべきである。今 後においても、使用見込の不明なものについては、ガイドラインに沿った処理を徹底すべきものと考える。	で一括処分を実施した。 また、毒劇物の管理状況の確認については、 年に1度、保管責任者から管理責任者への報告 を義務付けるとともに、平成29年度からは管理 責任者が各研究室を巡回して報告内容と実態を 確認するなどガイドラインに沿った処理の徹底 を図った。	
また、同効品の共用利用促進や業者交渉の 実施により購買金額の削減に努め、使用品目 の削減により不要廃棄品の発生を減少させて 廃棄コストの削減を図ることなどのコスト管 理を大学管理部署及び安全委員会において検 討すべきと考える。	毒劇物のコスト管理については、各研究室の使用量、使用時期等の実態を踏まえ、年間を通じて一定量使用するエタノールについて事務局での一括購入に変更するとともに、その他の試薬については、各研究室において実験で使い切る最小限の品数・量を購入するよう学内取扱を	
(報告書 256 ページ、公報 162 ページ)	徹底した。 さらに、使用見込のない毒劇物や実験廃液等 については、事務局で一括廃棄することとし、 コストの削減を図った。	

平成20年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

道路事業(計画・整備・維持管理)の費用対効果について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査の結果	措 置 の 内 容	措置状況
監 査 の 結 果 8 京都府道路公社 8.3.5.1 ガバナンスの視点 京都府道路公社には点検評価委員会が整備 されていない。ガバナンス制度の整備は、公 社のアカウンタビリティ、出資者たる京都府 の説明責任から考えれば当然に早期になされ る必要がある。 (報告書 165 ページ、公報 101 ページ)	措置の内容 (京都府道路公社) 平成28年度から、道路公社では、第二期中期経営計画(平成28年度~平成32年度)の策定及び第一期中期経営計画期間(平成22年度~平成27年度)における事業運営全般に当たって、外部有識者を含む点検評価の仕組みを構築した。 その仕組みを活用し、道路公社の内部で構成するマネジメントチーム、業務運営会議及び経営会議で議論した内容について、外部有意者の意見を得て案を作成の上、理事会に報告し、平成28年7月に第二期中期経営計画の策定した。また、第二期中期経営計画の平度において、の点検評価を行い、外部の視点を取り入れながら計画の進行管理を行っているところである。なお、第二期中期経営計画(第一期経営計画の点検評価を含む。)及び平成28年度実施	措置状況
	状況については、道路公社のホームページで公 表しており、外部の視点を取り入れたガバナン スの向上を図っている。	

平成15年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ 京都府住宅供給公社について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置 次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
監督の結果 1 賃貸住宅事業 十分な安全性と住環境を維持するため家賃の適正水準を含めた抜本的な対策の検討(報告書49ページ、公報26ページ)	(住宅課) 平成 27 年度に策定した堀川団地再生事業方針において、居住者等の安心・安全、団地の再生等を図るため、6棟のうち4棟を改修、2棟を新築に位置付けており、当該方針等に基づき、耐震化・エレベーターの設置・バリアフリー化等、入居者の十分な安全性と快適な住環境の確保を目的とした改修工事を実施しているところである。 今後は、引き続き改修工事を推進するととも	措置済み
	に、住環境を維持するため、平成28年度に公社 と入居者及び堀川商店街協同組合の間での合意 の上、適正な家賃水準へ改定を行うこととなっ た。	